

第 2 章 障害のある人の状況

1 障害のある人の定義

- (1) 平成 23 年 8 月、障害者基本法の一部改正により、「障害者」の定義が、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と改められました。
- (2) 一方、平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、「障害者」とは、
- ① 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
 - ② 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち 18 歳以上である者
 - ④ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるもの
- をいうと規定されました。なお、「障害児」については、「児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児」とされています。
- (3) 本計画は、障害者総合支援法に基づく計画であることから、(2) の定義に基づき、障害のある人の状況を次のとおり集計しました。（ただし、本計画は障害児への支援を含むものであることから、18 歳未満の者も含めて集計しております。）

2 障害のある人の推移

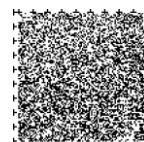
- (1) 本県では、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する人の合計は、平成 26 年 3 月 31 日現在で 107,253 人となっています。

●手帳所持者の状況

(各年度 3 月 31 日現在)

平成 20 年度 (人)	平成 21 年度 (人)	平成 22 年度 (人)	平成 23 年度 (人)	平成 24 年度 (人)	平成 25 年度 (人)
103,423	103,931	106,117	107,714	106,547	107,253

(参考) 岡山県人口 平成 26 年 3 月 31 日現在 1,924,899 人



(2) 種類別の手帳所持者の状況は、身体障害者手帳所持者 81,900 人（構成比 76.3%）、療育手帳所持者 15,293 人（同 14.3%）、精神障害者保健福祉手帳所持者 10,060 人（同 9.4%）（いずれも平成 26 年 3 月 31 日現在）となっています。

●種類別の手帳所持者の状況 （各年度 3 月 31 日現在）

区 分	平成 20 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	（人）	構成比（%）	（人）	構成比（%）	（人）	構成比（%）
身体障害者手帳所持者	84,578	81.8	82,665	77.6	81,900	76.3
療育手帳所持者	12,642	12.2	14,752	13.8	15,293	14.3
精神障害者保健福祉手帳所持者	6,203	6.0	9,130	8.6	10,060	9.4
合 計	103,423	100.0	106,547	100.0	107,253	100.0

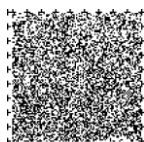
3 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳を所持している人は、平成 26 年 3 月 31 日現在で 81,900 人となっており、平成 20 年度と比較すると減少していますが、県データと市町村データを突合した結果、相違が認められたため、これを平成 24 年度と平成 25 年度で修正したことが主な要因と考えられます。

障害区分別にみると、肢体不自由が 46,526 人（56.8%）と最も多く、次いで内部障害 22,848 人（27.9%）、聴覚・平衡機能障害 6,306 人（7.7%）、視覚障害 5,316 人（6.5%）、音声・言語障害 904 人（1.1%）となっています。

●身体障害者手帳所持者の障害区分別状況 （各年度 3 月 31 日現在）

区 分	平成 20 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	（人）	構成比（%）	（人）	構成比（%）	（人）	構成比（%）
視 覚 障 害	6,452	7.6	5,620	6.8	5,316	6.5
聴覚・平衡機能障害	7,075	8.4	6,494	7.9	6,306	7.7
音声・言語障害	914	1.1	913	1.1	904	1.1
肢 体 不 自 由	48,826	57.7	47,031	56.9	46,526	56.8
内 部 障 害	21,311	25.2	22,607	27.3	22,848	27.9
合 計	84,578	100.0	82,665	100.0	81,900	100.0



● 身体障害者手帳所持者の年齢別状況 (各年度 3 月 31 日現在)

区 分	平成 20 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
18 歳 未 満	1,468	1.7	1,447	1.8	1,425	1.7
18 歳以上 65 歳未満			21,116	25.5	20,211	24.7
65 歳 以 上	83,110	98.3	60,102	72.7	60,264	73.6
合 計	84,578	100.0	82,665	100.0	81,900	100.0

● 身体障害者手帳所持者の等級別状況 (各年度 3 月 31 日現在)

区 分	平成 20 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
1 級	26,071	30.8	25,491	30.8	25,314	30.9
2 級	14,405	17.0	13,166	15.9	12,711	15.5
3 級	11,136	13.2	11,338	13.7	11,362	13.9
4 級	20,157	23.8	21,333	25.8	21,655	26.4
5 級	6,400	7.6	5,637	6.8	5,386	6.6
6 級	6,409	7.6	5,700	6.9	5,472	6.7
合 計	84,578	100.0	82,665	100.0	81,900	100.0

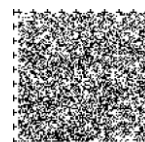
4 知的障害のある人の状況

療育手帳を所持している人は年々増加しており、平成 26 年 3 月 31 日現在で 15,293 人となっており、平成 20 年度からの 5 年間で 21.0% 増加しています。

等級別にみると、療育手帳 B (中・軽度) の所持者の増加が大きく、同じく 28.8% 増となっています。また、年齢別にみると、18 歳未満の人と 65 歳以上の人の増加が大きく、それぞれ同じく 24.6% 増、35.2% 増となっています。

● 療育手帳所持者の等級別状況 (各年度 3 月 31 日現在)

区 分	平成 20 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
療育手帳 A	4,945	39.1	5,315	36.0	5,381	35.2
療育手帳 B	7,697	60.9	9,437	64.0	9,912	64.8
合 計	12,642	100.0	14,752	100.0	15,293	100.0



●療育手帳所持者の年齢別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成 20 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
18 歳 未 満	2,936	23.2	3,522	23.9	3,658	23.9
18 歳 以 上 65 歳 未 満	8,759	69.3	10,043	68.1	10,355	67.7
65 歳 以 上	947	7.5	1,187	8.0	1,280	8.4
合 計	12,642	100.0	14,752	100.0	15,293	100.0

5 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は年々増加しており、平成 26 年 3 月 31 日現在で 10,060 人と、平成 20 年度からの 5 年間で 62.2%増加しています。

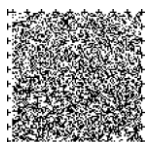
等級別にみると、3 級の所持者の増加が著しく、同じく 167.0%増となっています。

なお、発達障害のある人については、平成 22 年 12 月の障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の改正により、精神障害のある人に位置付けられ、法に基づくサービス等の対象となることが明確化されました。（発達障害のある人には、固有の手帳制度や包括的な調査等がないことから、正確な実態は把握できていませんが、精神障害者保健福祉手帳を所持している人や患者調査における「その他の精神及び行動の障害」の区分のうちには、発達障害のある人が含まれます。）

●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成 20 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
1 級	1,151	18.6	1,386	15.2	1,447	14.4
2 級	4,503	72.6	6,611	72.4	7,147	71.0
3 級	549	8.9	1,133	12.4	1,466	14.6
合 計	6,203	100.0	9,130	100.0	10,060	100.0



○厚生労働省の患者調査に基づく精神疾患のある患者の推計値

平成 23 年患者調査を基に県内の患者を推計すると約 79,000 人となります。

●患者調査

(単位：人)

区 分	平成 23 年
血管性及び詳細不明の認知症	3,000
その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1,000
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	13,000
気分「感情」障害（そううつ病を含む）	26,000
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	14,000
その他の精神及び行動の障害	10,000
アルツハイマー病	8,000
てんかん	4,000
精 神 疾 患 計	79,000

6 難病の人の状況

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害児・者の範囲に難病患者が加えられ、障害福祉サービス等の対象となりました。このときの難病等の範囲は、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病と同じ範囲（130 疾病）とされていましたが、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、平成 27 年 1 月からは、151 疾病に拡大されました。

【参考】

難病は、原因不明で効果的な治療方法が未だ確立されていない希少な疾病で、経過が慢性にわたるため長期の療養が必要です。いわゆる難病のうち、56 疾患を対象とする「特定疾患治療研究事業」の医療受給者証の交付者数は、平成 26 年 3 月 31 日現在で 16,262 人となっています。

なお、平成 27 年 1 月から、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく新たな制度が始まり、対象疾病が 56 から 110 に拡大されました。

●特定疾患医療受給者証交付者数の状況

(各年度 3 月 31 日現在)

平成 20 年度 (人)	平成 21 年度 (人)	平成 22 年度 (人)	平成 23 年度 (人)	平成 24 年度 (人)	平成 25 年度 (人)
12,533	13,352	14,155	14,812	15,436	16,262

